

女性活躍推進法に基づく
赤村特定事業主行動計画（第2次）

（令和3年度～令和7年度）



令和 3 年 4 月

赤村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

赤村長
赤村議会議長
赤村代表監査委員
赤村選挙管理委員会
赤村教育委員会
赤村農業委員会

赤村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、赤村特定事業主行動計画策定連絡委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、議会事務部局、監査委員事務部局、選挙管理委員会事務部局、教育委員会事務部局、農業員会事務部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

【1】 女性職員の採用割合

●過去4年間における採用者

(単位：人)

| 各年度採用者 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|--------|-------|-------|--------|--------|
| 男性 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 女性 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 3 | 0 | 2 | 2 |

● 職員の女性の割合

(令和2年4月1日現在)

| 区分 | 全職員(人) | 女性職員 | 女性職員比率(%) |
|----|--------|------|-----------|
| 計 | 51 | 11 | 21.6 |

【2】 継続勤務年数の割合

(平均勤続年数：年)

| | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|--------|-------|--------|--------|--------|
| 男性 | 13.7 | 13.0 | 12.6 | 11.9 |
| 女性 | 13.2 | 13.8 | 14.6 | 13.6 |
| 差(女-男) | △0.5 | 0.8 | 2 | 1.7 |

【3】 超過勤務及び年次休暇の状況

● 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

(単位：時間)

| 令和元年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 時間外勤務時間 | 29.1 | 27.0 | 23.0 | 24.1 | 16.7 | 13.2 | 14.3 | 13.5 | 12.4 | 16.0 | 11.2 | 17.9 |

※月平均 18.2時間

● 年次休暇の平均取得時間

(令和元年実績)

| 全職員 | 男性職員 | 女性職員 |
|-----|-------|------|
| 5日 | 4日5時間 | 6日 |

【4】 管理的地位にある職員に占める女性割合

(単位：人、%)

| | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|--------|-------|-------|--------|--------|
| 女性管理職数 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 全管理職数 | 9 | 9 | 6 | 7 |
| 女性の割合 | 22.2 | 22.2 | 16.7 | 14.3 |

【5】 各役職に占める女性職員の割合 (単位：人、%)

| | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|
| 係長以上の女性管理職数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 係長以上の職員数 | 17 | 17 | 17 | 18 |
| 女性の割合 | 17.6 | 17.6 | 17.6 | 16.7 |

【6】 男女別の育児休業取得率と平均取得期間 (令和元年度)

| | 対象者 | 取得者 | 取得率 | 平均取得期間 |
|------|-----|-----|-------|--------|
| 男性職員 | 1 | 0 | 0.0 | — |
| 女性職員 | 1 | 1 | 100.0 | 10月 |

【7】 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率と取得期間 (令和元年度)

| | 対象者 | 取得者 | 取得率 | 取得期間 |
|------------|-----|-----|-----|------|
| 配偶者出産休暇 | 1 | 0 | 0.0 | 0 |
| 育児参加のための休暇 | 1 | 0 | 0.0 | 0 |

◇ 女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、議会事務部局、監査委員事務部局、選挙管理委員会事務部局、教育委員会事務部局、農業員会事務部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 年次休暇取得の促進
令和7年までに、年次休暇の平均取得時間を10日以上にする。
- (2) 男性職員の育児休業取得の促進
令和7年度までに、育児休業を取得する職員を1人以上にする。
- (3) 男性職員の育児参加のための休暇取得の促進
令和7年度までに、育児参加のための休暇を取得する職員を1人以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3の「女性職員の活躍の推進に向けた数値目標」で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、議会事務部局、監査委員事務部局、選挙管理委員会事務部局、教育委員会事務部局、農業員会事務部局における共通した取組として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】 年次休暇取得の促進

- (1) 年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- (2) 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員への徹底を図る。

【2】 男性職員の育児休業取得の促進

- (1) 組織としてイクメン・イクボスなど男性職員の育児への参画を推進する。
- (2) 出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。
- (3) 育児休業取得前後において、育児休業等からの円滑復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。